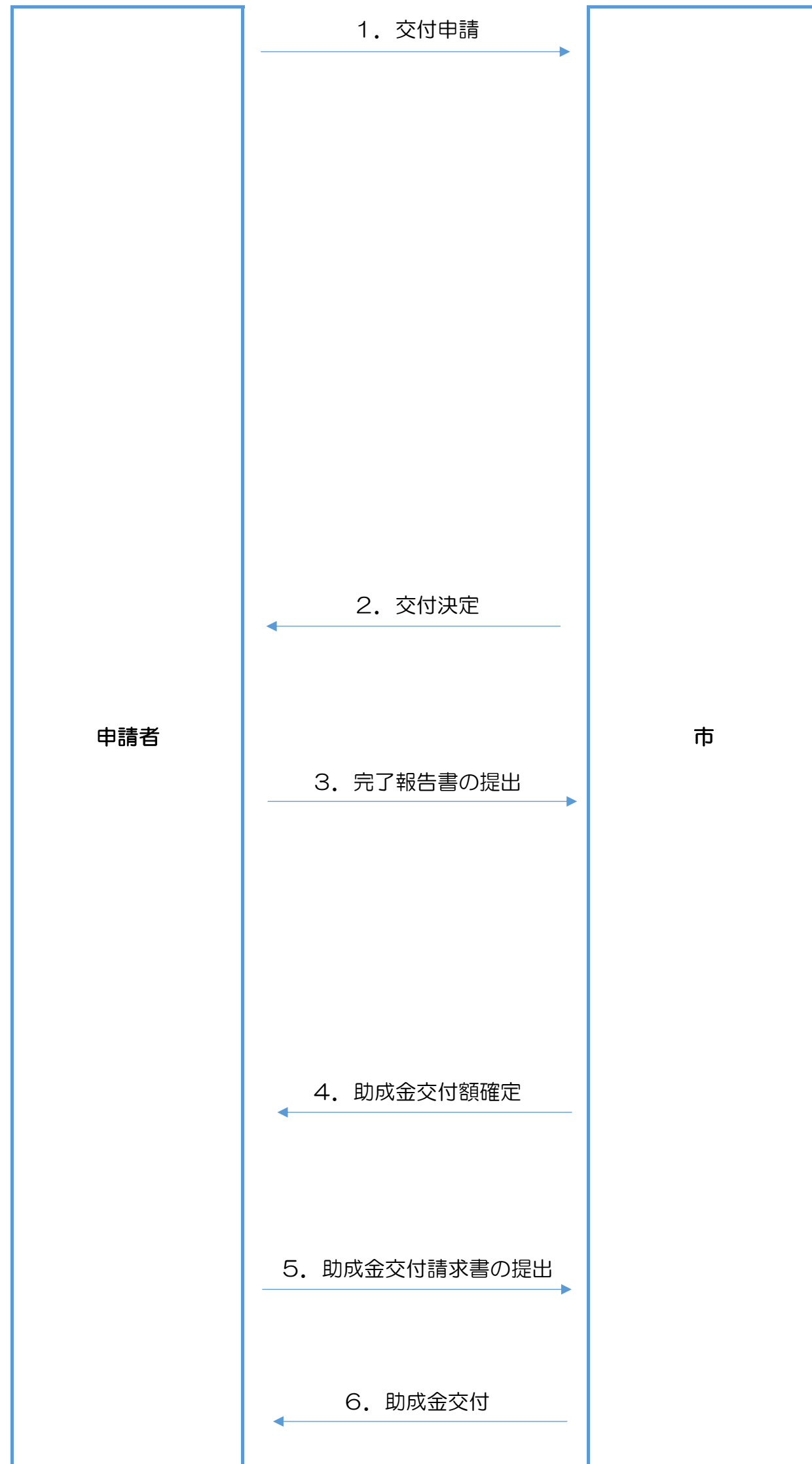


助成金交付の流れ



事務の流れ

1. 交付申請（申請者）

◇必要書類

- 様式第1 常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金交付申請書（別紙①）
- 付近見取図（別紙②）
- 配置図（別紙③）
- 計画設計図書（別紙④）
（設計図又は施行方法を明らかにする図面）
- 着色した立面図（別紙⑤）
（交付要綱の第2条1号・2号に該当するものは提出不要）
- 工事費見積書（任意様式）
（助成対象行為が第2条第3号又は第5号に該当する場合は、外観の修景に係る見積書が必要）
- 市税の納税証明書又は納付状況確認同意書（別紙⑥）

2. 交付決定（市）

- ◇景観計画推進部会で審議し、承認が下り次第、交付決定通知書（別紙⑨）を通知
※部会は不定期開催（年2～3回程度開催）

3. 完了報告書の提出（申請者）

◇必要書類

- 様式第6 常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成対象行為完了報告書（別紙⑥）
- 工事写真（別紙⑦）
（工事着手前及び工事完了後）
- 施工業者が発行した工事費請求書又は領収書の写し（任意様式）

4. 助成金交付額確定（市）

- ◇書類の審査及び現地確認後、助成金確定通知書（別紙⑩）を通知
- ◇助成金交付請求書も併せて送付

5. 助成金交付請求書の提出（申請者）

- ◇様式第8 常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金交付請求書（別紙⑧）

6. 助成金交付（市）

- ◇請求書を元に助成金を交付